

平成20年第4回

鬼北町議会定例会

第4回鬼北町議会定例会が、12月16日と17日に開催されました。請願2件、議案11件、意見書1件が提案され、請願2件が委員会付託、残りが原案どおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

◎請願（2件）

▼最低保障年金制度の創設を政府に求める意見書採択の請願書について

▼ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について

◎議案（11件）

▼鬼北町税条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例について

▼平成20年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について

▼平成20年度鬼北町国民健康保険

特別会計補正予算（第1号）について

▼平成20年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について

▼平成20年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

▼平成20年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について

▼平成20年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について

◎意見書（1件）

▼介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書（案）について

一般質問

井上 博 議員

◎町営住宅の改修・建て替えについての計画について

○ご指摘のとおり、出目団地や小串団地のように耐用年数が経過したことにより、老朽化が進み、居住性、安全性ともに入居者が安

心して暮らせる状況とは言い難い住宅が多数ある。今後は、これらの住宅を建て替えることを基本に、特に老朽化の著しい住宅は、用途廃止も視野に入れ、県と協議を行いながら、低廉な家賃で入居可能な町営住宅の建て替えを実施したいと考えている。しかし、建て替えを行った場合には、建築費が家賃に見込まれるので、入居者との協議を踏まえて、慎重に検討していく必要があると考えている。

◎当町の公図について

○国土調査以前の境界線について

○国土調査時に確定した境界線は、合筆登記しない限り残る。例えば、国道等に買収されても、一般的に合筆することはないので、所有者名等が変わるのみで、境界線は残ることになる。

個人での売買の場合も同様に、土地を合筆登記しない限り、それぞれの筆の境界線は残るが、多額の費用がかかるため、合筆しなければならぬ事実しか、合筆登記をされないのが一般的であると考えている。基本的に、所有者が筆を同じにしない限り、国土調査で当時確定した筆の境界線は、そのまま残ることになる。

○システムの改善について

○国土調査時に確定した図面が、法務局にある図面であり、それと同等なものが町にある地籍図である。当町にも地籍図を数値化した

図面を打ち出すシステムがあるが、地籍図が原簿であるため、システムの図面ではなく、地籍図をコピーした図面を発行している。

また、そのシステムには座標等のデータもあり、交付も行っており、現在のシステムで、住民の方々の要求に十分に対応できていると認識しているので、現在のところ、新しいシステムの導入は考えていない。

◎ニュータウン鬼北の里について

○現在の分譲数について

○平成20年11月末現在、24戸中15戸、62・5%の契約率となっている。

○広告・宣伝費等諸費用について

○愛媛新聞全県下広告1回、松山以南エリア版広告1回、白黒3分の1広告2回で、364万9千円。毎日新聞愛媛・高知版広告1回31万5千円。京都県人会広報2万円。首都圏、関西圏広報パンフレット作成費26万5千円。現地説明会および現地看板等作成費62万5千円。現在までに合計487万4千円を支出している。

○当初の工場跡地活用基本計画の修正について

○工場跡地活用基本計画および開発許可申請戸数は、67戸である。その内、第1期工事として土地造成と2カ所の進入路工事を実施し、24戸分の分譲を開始している。第2期工事は、分譲地内道路、最終排水管、地域コミュニティの核と